**資料２**

国民健康保険制度改革について

１　背景と目的

国民健康保険（以下、国保という）は市区町村を保険者とし、被用者保険加入者等を除く全ての方を対象に運営されています。しかし、市区町村に財政基盤を置いている現状においては、小規模保険者は財政が不安定になりやすいこと、高齢者の加入率が高く医療費水準も高い反面、所得水準が低く、保険料（税）収入が少ないなど、構造的な問題が介在しています。また、同じ市区町村国保であっても保険料（税）の算定方式等が異なるため格差が生じています。

このような現状を改善するため、平成25年12月に、社会保障制度改革の項目や進め方を示した「社会保障改革プログラム法」が成立し、同法に基づき、国保の制度改革として平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これにより、財政基盤と保険者機能を強化し、国保制度の安定した運営を図り、将来に渡って国民皆保険を堅持することとしています。

２　都道府県と市区町村の役割

　　国保制度改革では、安定運営のため毎年3,400億円の公費拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成３０年度から財政・事業運営の責任主体を都道府県に移行し、市区町村と都道府県が共同で保険者となります（都道府県単位化）。また、都道府県が都道府県内の統一的な運営方針を示し、市区町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。

　　改革後の都道府県、市区町村の主な役割は次のとおりです。

　(1)　都道府県

　　・財政運営責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

・医療給付費等の見込みを立て、市区町村ごとの医療費・所得水準を考慮した上で、国保事業費納付金を決定

　　・都道府県で設定した標準的な算定方式等に基づいて市区町村ごとの標準保険税料（税）率を算定・公表

　　・市区町村が保険給付の点検、保険給付に必要な費用を全額市区町村に交付

　(2)　市区町村

　　・標準保険料（税）率を参考に区市町村の保険料（税）率を決定し、賦課・徴収し、国保事業費納付金として都道府県に納付

　　・引き続き、被保険者資格管理、保険給付、保健事業を実施

３　制度改革後の国保財政

　　都道府県が財政運営の責任主体となり、市区町村ごとの国保事業費納付金の決定や保険給付に必要な費用を市区町村に支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになります。

　＜国保財政の仕組み＞

改革後

現行

収入

支出

収入

支出

公費

公費

区市町村国保特別会計

都道府県国保特別会計

**交付金**

**納付金**

公費

収入

支出

区市町村国保特別会計

**保険税　 保険給付費**

**保険税　 保険給付費**

４　府中市国民健康保険運営協議会について

　　都道府県単位となったことから、東京都に国民健康保険運営協議会が設置されます。市区町村は、保険税率・保険給付の決定や保健事業を行うことから、引き続き府中市国民健康保険運営協議会を設置します。なお、都道府県の国民健康保険運営協議会に合わせ、委員の任期が現行の２年から３年に変更となります。平成３０年度の都道府県単位化以後のはじめての改選時から適用となりますので、平成３１年度の改選から任期が３年となります。